

秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月11日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐竹敬久

#### 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第203条」を「同法第203条の2」に改める。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に、同条第2項中「広域連合長、市町村長と兼ねる副広域連合長及び市町村長と兼ねる議員」を「広域連合長及び市町村長と兼ねる副広域連合長」に改める。

第4条第3項を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とし、同表中議会議員の部を削る。

附 則

この条例は公布の日から施行する。